

AFTC INFORMATION

不当表示を行った中古車販売事業者に対し、消費者庁が措置命令

- ①株式会社ジャストライト (福岡県)
- ②有限会社プロモート・タカハシ (神奈川県)
- ③有限会社アーバンオート (神奈川県)
- ④有限会社シティーオート (群馬県)

消費者庁は、平成26年11月26日付で、「走行距離数の過少表示」、「修復歴の有無に関する不当表示」及び「おとり広告」を行った事業者1社に対して、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第1号（優良誤認）及び同項第3号（おとり広告）違反）に基づき、措置命令を行いました。

<違反事実の概要（11月26日付）>

事業者名	所在地	代表者	対象車両台数
株式会社ジャストライト (公取協非会員店)	福岡県	代表取締役 浪岡 智	36台

※ Web サイト名 「APPLAUSE (アプローズ) VOXY 専門店」

①走行距離数の過少表示

中古車情報誌 Web サイト「Goo-net」及び「カーセンサーnet」に広告掲載していた中古自動車のうち、27台について、走行距離計の交換を行い、交換後の走行距離計が示す数値を表示することにより、オートオークション仕入時の走行距離数よりも過少に表示した。

②修復歴の有無に関する不当表示

同サイトに広告掲載していた中古自動車のうち、9台について、修復歴がある車両であるにもかかわらず、修復歴なしと表示した。

③おとり広告

同サイトに広告掲載していた中古自動車のうち、34台について、広告掲載していた期間以前に、既に売買契約が成立しており、販売することができないにもかかわらず、販売することができるかのように表示した。

○詳細については、次の消費者庁ホームページをご覧ください。

【11月26日付 措置命令】

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141126premiums_2.pdf

また、同年11月27日付で、修復歴の有無に関する不当表示を行った事業者3社（公取協非会員事業者2社、会員事業者1社）に対して、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第1号（優良誤認）違反）に基づき、措置命令を行いました。

<違反事実の概要（11月27日付）>

事業者名	所在地	代表者	対象車両台数
有限会社プロモート・タカハシ （公取協非会員店）	神奈川県	代表取締役 高橋 守	8台
有限会社アーバンオート （公取協会会員店）	神奈川県	代表取締役 石島 弘子	12台
有限会社シティーオート （公取協非会員店）	群馬県	代表取締役 吉田 政美	35台

修復歴の有無に関する不当表示

中古車情報誌「Goo」及び「カーセンサー」に広告掲載していた中古自動車のうち、上記対象車両について、修復歴がある車両であるにもかかわらず、修復歴なしと表示した。

○詳細については、次の消費者庁ホームページをご覧ください。

【11月27日付 措置命令】

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141127premiums_5.pdf

会員各社に対しましては、このような表示を行わないよう、規約に基づく適正な表示について、再度、周知徹底をお願い致します。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112